第4章 部門別の方針(全体構想)

- ○都市づくりの目標を踏まえ、菊池市全体の視点から都市を支える各部門についての方針を示します。
- ○大きな骨格として土地利用と都市施設(道路、公園、下水道)、景観、自然環境等から構成されます。

4-1 土地利用

既存市街地や広域幹線道路沿いの市街地、工業団地、優良な田園地帯や農業集落、自然 豊かな北東部の森林地帯などの土地利用の現況を踏まえ、将来の都市構造の方向に沿って、 次のような土地利用の区分を行い、計画的な土地利用を行います。

(1) 市街地

①中心市街地·業務地

- ◇隈府地区周辺の温泉旅館街とその周辺の飲食店が立地する地区は、本市の観光拠点として重要な地区であり、朝夕浴衣で散策できる回遊性に優れた滞在型の観光商業地として、 その活性化を図ります。
- ◇御所通りや中央通りから市役所周辺にかけて、伝統的な建造物などにより構成される歴 史的な街並みや商店街、公共公益施設などの市民生活に密着した施設の集積の高さを生 かし、個性ある市民サービス型の商業・業務地を配置します。
- ◇隈府中央地区を対象とした高齢者にやさしい賃貸住宅整備補助事業の活用や、中心市街 地の活性化施策などと連携し、街なかに人が定住するための住環境の整備を進めます。

②行政サービス地

- ◇現本庁舎周辺には、税務署や森林管理署、警察署やプールなどの公共施設、文化会館や公民 館などの文化施設、小中学校や保育園などの教育施設がありこの集積を活かすと共に、分散 している庁舎の整備統合を進め、行政サービスの向上や文化教育活動を育んでいく役割を担 った拠点と位置づけます。
- ◇各総合支所は、市民サービスに配慮し、市民に対する情報発信や地域における身近な行 政拠点として有効利用を図ります。

③近隣商業·業務地

- ◇泗水、七城地域の総合支所周辺や旭志地域の国道 325 号沿線で商業施設や公共公益サービス施設の立地が見られる地区を近隣商業・業務地と位置付け、安全で快適に日常的な買物などを行え、買物客が安全で快適に散策できる歩行者空間を備えた商業・業務地を配置します。
- ◇泗水地域は国道 387 号沿道と県道辛川鹿本線の既存商店街周辺とします。
- ◇七城地域は県道植木インター菊池線沿道の七城総合支所周辺とします。
- ◇旭志地域は国道 325 号沿道の道の駅「旭志ふれあいセンターほたるの里」周辺とします。

4工業地

- ◇用途地域として工業地域が指定されたまとまりのある工業地の他、国道沿いに整備された工業団地や、熊本県が施工する川辺工業団地周辺の菊池テクノパークを位置付け、周辺の環境と調和した生産性の高い工業地を配置します。
- ◇菊池地域は、用途地域西部の工業地域、国道 325 号沿線の菊池工業団地、森北工業団地 とします。
- ◇七城地域は、西部の林原・蘇崎工業団地とします。
- ◇旭志地域は、南部の国道 325 号沿道の川辺工業団地、熊本北工業団地、菊池テクノパークとします。
- ◇泗水地域は、中央北部の富の原工業団地、南東部の住吉工業団地、永工業団地、西部の 田島工業団地とします。

⑤住工複合地

- ◇用途地域で準工業地域が指定された地区を住工複合地として位置付け、軽工業や流通・ 倉庫等と住宅の調和のとれた立地を進めていきます。
- ◇大規模な商業施設の立地を抑制します。

⑥沿道サービス地

◇国道 325 号、387 号、県道植木インター菊池線沿道で、中心市街地と隣接した地区や既に沿道サービス施設等の立地が進みつつある地区については、沿道サービス地として位置付け、今後都市計画区域や用途地域の指定などを検討し、周辺の農業環境や住環境との調和を図ります。

⑦一般住宅地

◇中心商業地を取り囲む地区や、国道などの幹線道路沿道の地区には、商業施設など一定 の用途の混在を許容しながら住環境の保全を図ります。

⑧専用住宅地

◇中心市街地から菊池川にかけての幹線道路から一定の距離を隔てた地区、泗水地域の富の原地区、桜山地区は、用途混在の少ない良好な環境を有する専用住宅地として位置付けます。

9郊外集落地

- ◇市内に点在する一定の住宅の集積のある農業集落については、郊外集落地として位置付け、周辺の自然環境に配慮しながら、地区の特性に応じた生活基盤整備がなされた住宅地として整備を進めます。
- ◇なお、既存市街地との連担性などに配慮しながら、必要に応じて既存住宅地と一体的な 土地利用を検討します。

(2) 自然的土地利用

1)農地

- ◇本市の基幹産業である農業生産基盤として重要であることから、土地改良など土地基盤 整備を進め、優良農地の確保及び保全に努めます。
- ◇農地の流動化を促し、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手への農地の集積を図る とともに、各地域の適地適作による高度利用に努めます。
- ◇農地は市土保全機能や環境保全機能を有していることから、良好な管理を通して農地の 多面的機能が発揮されるよう配慮し、自然環境及び景観資料の保全に努めます。
- ◇用途地域内の農地については、宅地等への転用を図り、計画的な都市基盤整備を行うことで良好な住宅地等の形成を進めます。

②森林

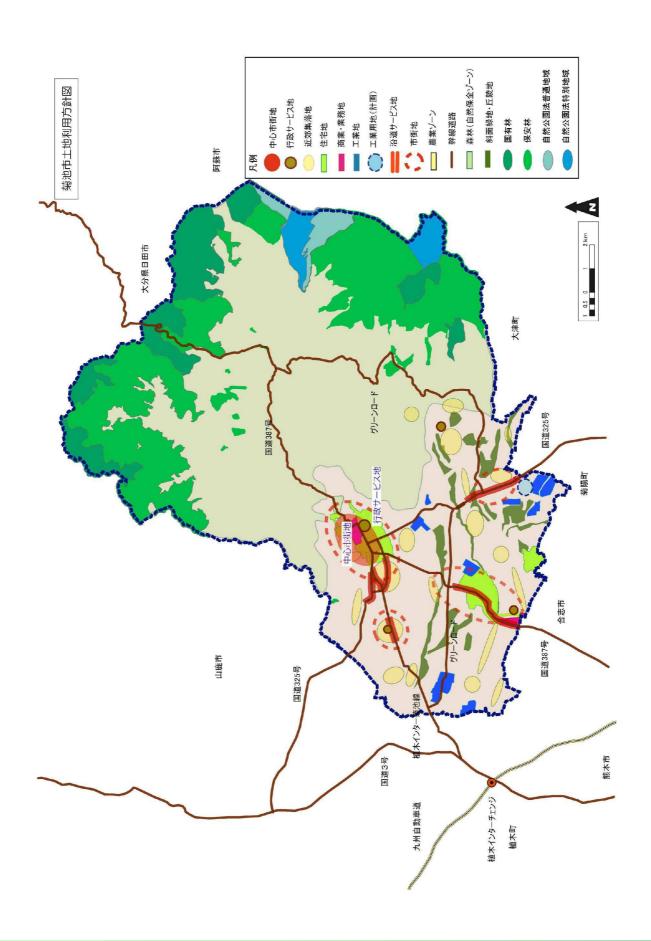
◇本市の森林は阿蘇くじゅう国立公園に指定され、鞍岳、菊池渓谷など、豊かな自然環境を有しており、木材生産などの経済的機能のほか、自然環境の保全、水源涵養、災害の防止、二酸化炭素の吸収等、多面的な機能を有しています。このため、今後もさらなる保全に努め、森林資源の整備を計画的に進めます。

③斜面緑地

◇河川に沿って東西に連なる斜面緑地は、豊かな自然環境を有し、都市の背景となる景観を有しているため、今後とも保全に努めます。

4河川・水面

- ◇河川については、災害防止のための整備を推進し、流域全体の保水機能の確保・推進を 行う一方、地域の景観と一体化した水辺空間や水と人のふれあいの場の形成を図ります。
- ◇水面については、迫間川上流に竜門ダムが平成14年3月に完成し、洪水調節用、灌漑 用水、工業用水として利用されています。ダム湖周辺については、環境整備及び湖水面 活用を図るとともに、既設の溜池は農業用水の確保のために整備保全に努めます。
- ◇河川、水路、水面は、野生動植物にとって重要な生息・生息環境であることから、これらの整備にあたっては、生物多様性の保全に十分配慮します。



4-2 都市施設等の整備方針

土地利用の整備方針を踏まえ、これを支える、道路、公園、上下水道等の都市施設の整備方針を定めます。

(1) 交通体系の整備方針

○広域交通軸の充実や、各地域間のネットワークの充実、バス交通体系の充実を進めます。

1) 広域交通網

- ◇都市間の連携や、高速道路インターチェンジ、 空港といった広域交通拠点との連絡性を向上 させるため、国県道などの広域幹線道路の整備 による走行性の向上を図ります。
- ◇国道 325 号については、4車線化を進めます。 なお、菊池中心市街地内については、植木イン ター菊池線と現国道の2路線を4車線道路と して考える方法もあり、4車線化のあり方につ いて検討していきます。
- ◇国道 387 号は、熊本市を結ぶ主要路線であるとともに、阿蘇地域などと連絡する広域観光軸の機能も有しており、その機能強化のあり方について、検討を進めます。また、花房台地区の交差点改良が必要です。



供用後の国道325号(旭志工区)の状況

- ◇県道植木インター菊池線は、植木インターチェンジや国道 3 号に連絡する広域幹線道路として、その機能強化のあり方について検討を進めます。
- ◇菊池グリーンロードについては、市の東西を結び、上記の広域幹線道路をネットワークする道路として、その機能強化を図ります。

2) 地域交通網

- ◇旧市町村間の相互の連絡性を高めるため、広域 幹線道路とのネットワークの充実を進めなが ら、市内各地区の移動の利便性を高める道路ネットワークの形成を図ります。亘甲森線、泗水 中央線、妻越泗水線、高永団地線などの整備を 推進します。
- ◇中心市街地や近隣商業業務地など人が多く集まる地区においては、安全で快適な歩行者空間の充実を図ります。また、全体的に歩道の充実

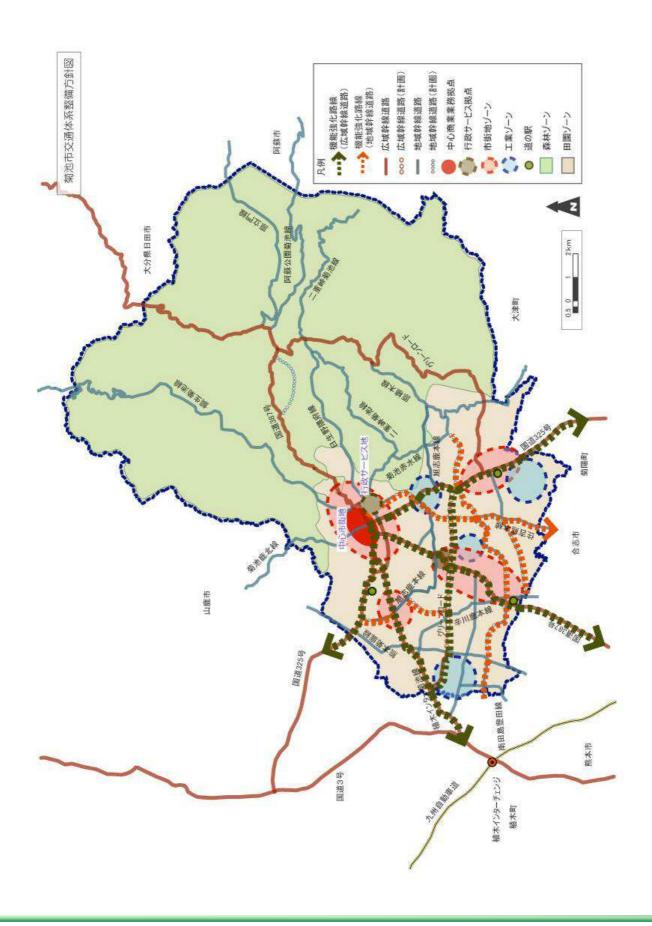


中町小学校線回遊道路整備工事

- や安全対策の実施、歩道段差の解消などを進めます。平成 24 年度完成を目指して隈府中央線の整備を着実に進めていきます。
- ◇未整備となっている都市計画道路の見直しを行い、道路拡幅の必要性について検証します。

3) 公共交通 (バス交通)

- ◇きくちべんりカーは市街地の中心部へ直接アクセスする路線バスを補完する役割を果たしています。きくちべんりカー(市街地循環バス)、きくちあいのりタクシー(予約制乗合タクシー)、菊池観光あいのりタクシー(予約制観光乗合タクシー)など、地域の実情に見合った交通体系の構築を進めていきます。
- ◇一般路線バスは、国道や主要県道を中心に運行されています。新たなバスターミナルの設置について検討を行います。
- ◇広域アクセスの充実に向け、阿蘇くまもと空港(熊本都市圏)、玉名市などへの公共交通の 運行について検討します。



(2) 公園緑地等の整備方針

○身近な利用や広域的利用に配慮した公園緑地の保全、創出を図ります。

1) 公園・緑地の状況

- ◇ 菊池市内には、都市計画で定める公園(都市公園) 7箇所の他、河畔や緑地公園、市民広場やグラウンド、その他開発行為等で提供された小広場等の公園・緑地が見られます。
- ◇公園数は44ヶ所、総面積は供用中64.05ha、計画中を含めると74.33haで、人口当たり面積は供用中で12.35 ㎡/人(平成17年人口)、計画決定面積では14.33 ㎡/人となっています。
- ◇地域別に見ると、七城地域が 21.53 ㎡/人、菊池地域が 15.74 ㎡/人と、市平均より高く、一方、旭志地域 5.81 ㎡/人、泗水地域 4.76 ㎡/人と、地域によって整備水準の差が見られます。
- ◇市民アンケート調査では、優先して整備すべき施設の第2位に「公園や広場、河川敷」が上げられ、特に泗水地域で要望が高くなっています。

2) 公園・緑地等の基本方針

①市民の多様なニーズに応える公園緑地の整備

◇市民の多様なレクリエーション需要に対応し、既存公園や緑地空間などの充実を図ります。

②身近な公園緑地の整備

◇公園へのニーズが高い泗水地域等を中心に身近な 公園の整備を図ります。

③歴史・文化・観光資源の活用

- ◇隈府市街地内においては、中心市街地の活性化の ため、来訪者をもてなし市民の憩いの場となる、 湯の町菊池らしい足湯のあるポケットパークの整 備を進めます。
- ◇国指定の鞠智城跡は、国営公園化へ向けた取り組みを進め、歴史・文化資源としての活用を図ります。

④水と緑のネットワークの形成

◇菊池川、合志川、鴨川、迫間川などの河畔において、親水空間等の充実を図ります。また、河岸段 丘などの斜面緑地の保全を図り、水と緑のネット ワークの充実を進めます。

⑤防災を考慮した公園・広場の整備

◇災害時の避難地となる公園・広場等の適切な配置 や機能更新を進めます。



菊池公園



四季の里旭志「森の泉くらだけ」



「有朋の里」孔子公園



鴨川河畔公園

⑥地域活性化等のための広場、公園等の整備

◇ 地域活性化、情報発信等を目的として、農産物の販売、情報提供、生産者と消費者との 交流が行える広場等の充実を図ります。

⑦自然環境の保全と活用

◇菊池渓谷をはじめとする自然豊かな山林や斜面緑地については極力保全を図ります。

3) 今後の整備方針

①都市公園の整備水準について

- ◇ 菊池市の都市公園の 1 人当たり面積は 6.63 m²/人ですが、その他の公園を含めると 14.33 m²/人となります。
- ◇平成19年の1人当たり都市公園面積は、全国9.4 m²/人、熊本県も全国と同じ9.4 m²/人となっています(国土交通省調べ)。菊池市の場合、都市公園のみではこの水準を下回っていますが、その他の公園を加えると上回っています。
- ◇都市公園の整備水準の目標は、都市計画中央審議会答申(平成7年7月)によれば、21世 紀初頭において、20㎡/人、広域公園や国営公園を除いて17㎡/人としており、この目標 によれば、都市公園の一層の充実が求められます。

②今後の公園等の整備方針

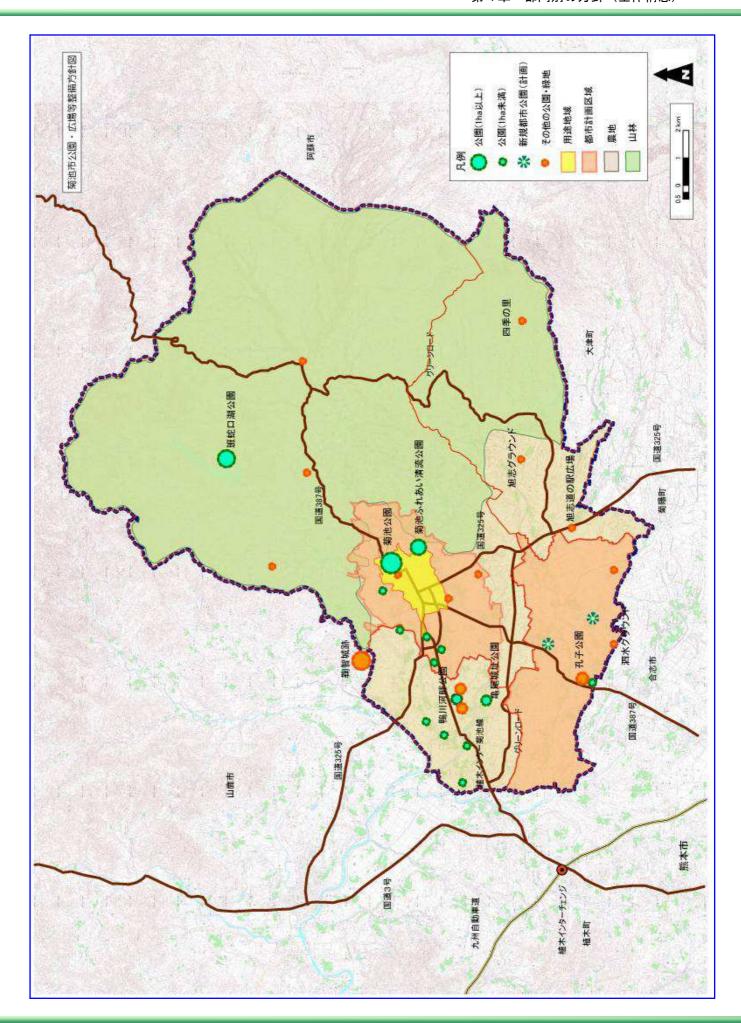
- ◇ 菊池公園、斑蛇口湖公園など大規模な公園は充実しており、今後は生活に身近な公園の充 実を図ります。
- ◇特に、住宅等の立地が多い用途地域や、都市化が進んでいる地域においては、身近な公園整備の要望が高く、また1人当たり公園面積も少ないため、身近な公園の充実を進めていきます。

■菊池市公園現況

■判心中公園現沈				
公園区分	箇所数	供用面積	計画決定面積	公園名
都市公園	1	198,351	302,000	菊池公園
	2	3,405	3,405	菊之池街区公園
	3	1,004	1,004	北古閑街区公園
	4	2,614	2,614	遊蛇口街区公園
	5	1,479	1,479	野間口街区公園
	6	5,515	5,515	合志川河川公園
	7	28,870	28,000	菊池ふれあい清流公園
	小計	241,238	344,017	
その他の公園	37	399,277		(決定面積合計)
合計	44	640,515	344,017	743,294
1人当たり公園面積 (平成17年人口:人/㎡)		12.35	6.63	14.33

■菊池市地域別公園現況

	菊池地域	七城地域	旭志地域	泗水地域	合計
公園面積	420,593	121,713	30,264	67,945	640,515
人口(H17)	26,716	5,654	5,210	14,282	51,862
1人当たり公園緑地 面積(m²/人)	15.74	21.53	5.81	4.76	12.35



(3) 上水道の整備方針

○地域特性に応じた給水方式の充実を進めていきます。

1) 上水道の状況

- ◇ 菊池市の上水道は、 菊池地域の市街地周辺や泗水地域については上水道、 それ以外の農村部や山間部では主に簡易水道により供給されています。
- ◇計画給水人口は48,640人、計画1日最大給水量は25,503 m³/日となっています。
- ◇水道未普及地域の水質低下が懸念され、安全な水の供給が急務となっています。
- ◇水道施設と配水管の老朽化による不安定な水道水の供給への対策が求められています。

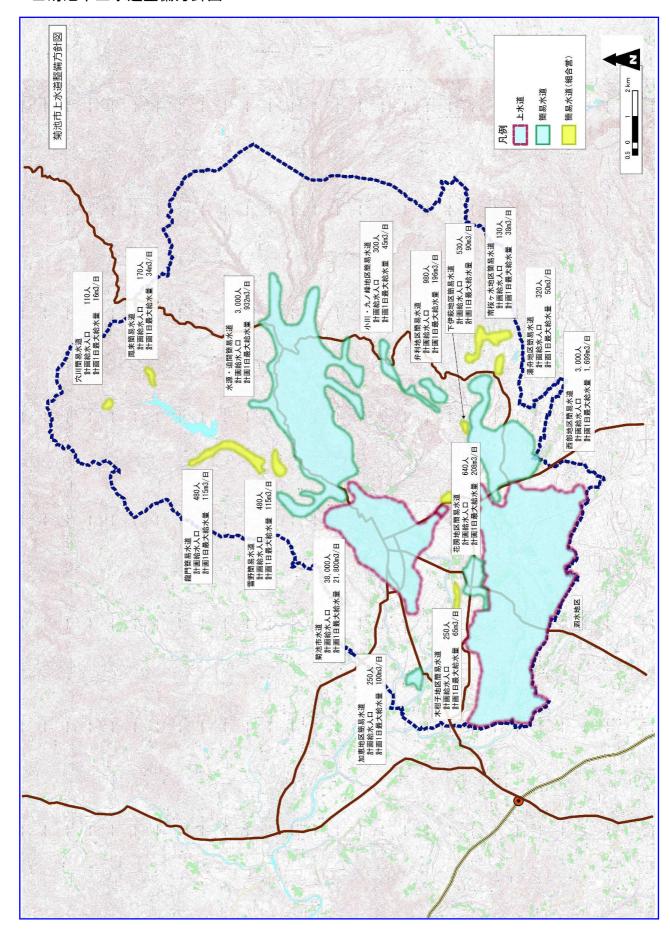
2) 上水道の整備方針

- ◇上水道と簡易水道地区は、今後統合して一括管理するよう計画します。また、未普及地域 についても、地元意見を聞きながら拡張計画を進めていきます。
- ◇給水区域内に飲料水を安定供給するため、既存水道施設の拡張整備や老朽化が著しい施設 の改修を行うなど、水道事業に係る整備を推進します。

■菊池市の上水道

種別	名称	計画給水人口	計画1日最大給水量
作主力リ		(人)	m³/日
上水道	菊池市水道	38,000	21,800
簡易水道	水源•迫間	3,000	932
	小川・九ノ峰地区	300	45
	弁利地区	980	196
	西部地区	3,000	1,699
	花房地区	640	208
	龍門地区	480	115
	小計	8,400	3,195
	穴川	110	16
	鳳来	170	34
	雪野	480	115
毎日北洋	加恵地区	250	100
簡易水道 (組合営)	下伊萩地区	530	90
	南桜ヶ水地区	130	38
	湯舟地区	320	50
	木柑子地区	250	65
	小計	2,240	508
	合計	48,640	25,503

■菊池市上水道整備方針図



(4) 下水道の整備方針

○地域特性に応じた排水施設の充実を図ります。

1) 下水道の状況

- ◇ 菊池市の排水処理施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設の3タイプが面的に整備されており、これらの区域以外は、合併処理浄化槽による個別処理を行っています。
- ◇公共下水道は菊池地域市街地部、特定環境保全公共下水道は泗水地域及び七城地域の中心部に整備され、主要な農業集落等では、農業集落排水処理施設が整備されています。旭志地域は合併処理浄化槽による個別処理が中心となっています。
- ◇個別処理以外の計画排水人口は43,670人、計画排水面積は1,492haとなっています。
- ◇浄水センターなど処理施設が老朽化しており、統廃合、または改修を行う必要があります。
- ◇下水道の事業ごとに使用料の算定が異なっており、今後の是正が必要となっています。

2) 下水道の整備方針

①基本方針

◇快適な居住環境を確保し、衛生的な生活環境を実現するため、公共下水道計画に基づき、下水道の整備を推進します。また、集落において公共下水道や農業集落排水処理施設の整備区域から外れる区域においては、合併処理浄化槽により良好な生活環境の創出を図ります。

②整備水準の目標

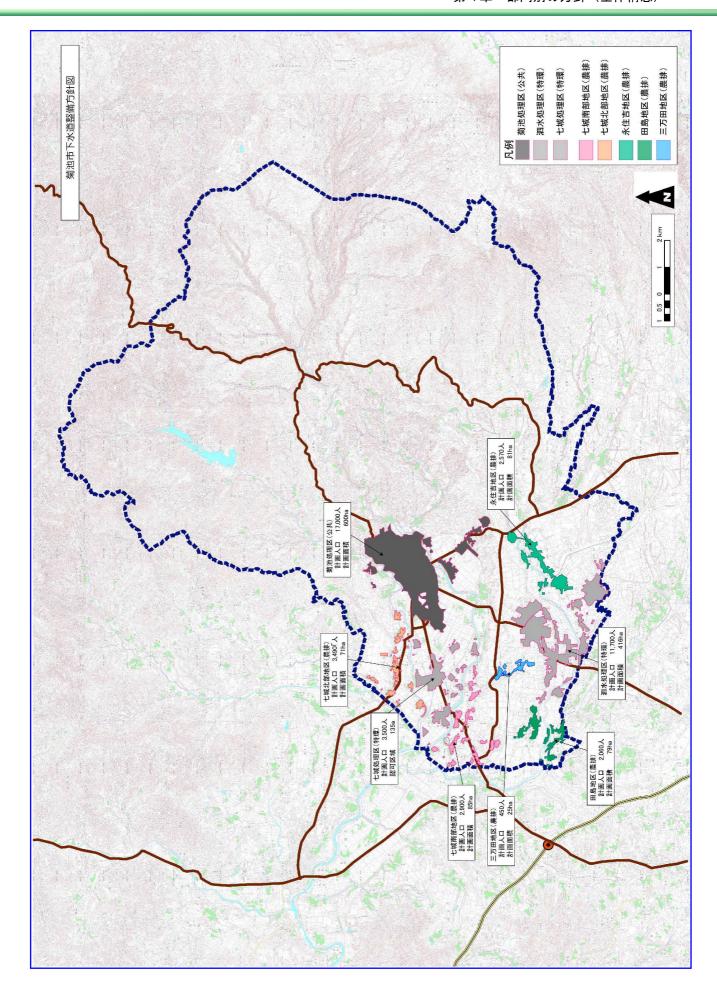
◇菊池市の公共下水道整備率 (全体計画区域面積に占める供用済面積の割合)は平成19年度末現在で84%となっていますが、おおむね8年後の平成27年の完成を目標として整備を進めます。

③主要な施設の配置の方針

◇公共下水道等の処理区域は現行区域を基本とし、区域外については合併処理浄化槽により整備を進めますが、合併や人口減少等の社会情勢の変動にあわせて今後、広域的な観点から下水道処理区域の再検討も行っていきます。

■菊池市の排水処理施設

種別	名称	計画人口	計画面積
1主カリ	ግ ነጥ	(人)	ha
公共下水道	菊池処理区	17,000	600
杜宁理拉伊人	泗水処理区	11,700	416
特定環境保全 公共下水道	七城処理区	3,500	135
五八十八旦	小計	15,200	551
	七城南部地区	2,900	85
## ## ## IJL 1.	七城北部地区	3,490	71
農業集落排水 施設	永住吉地区	2,570	81
(農集排)	田島地区	2,060	79
(122)(131)	三万田地区	450	25
	小計	11,470	341
Î	計	43,670	1,492



(5) 河川の整備方針

〇安全性の強化とともに、市街地周辺では親水性の充実や生態系の維持を図ります。

1) 河川の状況

- ◇ 菊池市の河川は、一級河川菊池川水系を中心に主要河川として菊池川、迫間川、合志川が、 市西部の山鹿市鹿本町で合流しています。
- ◇この3つの河川は多くの支流を有し、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しています。
- ◇ 菊池川本流の上流部は菊池渓谷として、自然豊かな清流渓谷を形成し、迫間川上流には多 目的ダムとして竜門ダムが建設され、洪水調節、河川環境の保全、灌漑用水、工業用水と して利用されています。

■菊池市の主要河川

=:::-::		
水系	主要河川	支川
一級河川	菊池川	鴨川、河原川、生味川、柏川、木野川
菊池川水系	迫間川	天神川、小木川、雪野川、中片川、鳳来川
	合志川	塩浸川、上庄川、矢護川、日向川、峠川、二鹿来川

出典:菊池地域振興局土木部管内図

2) 河川の整備方針

①基本方針

◇ 菊池川本流を含め河川の水源地域である森林地域の自然環境の保全を図るとともに、浸水などの災害に備えた適切な治水対策を進め、自然豊かな都市空間、水と緑のネットワークの形成を図りながら、川とまちづくりの調和の観点から、親水空間の整備や生態系の維持に配慮した護岸整備などを進めます。

②整備の目標

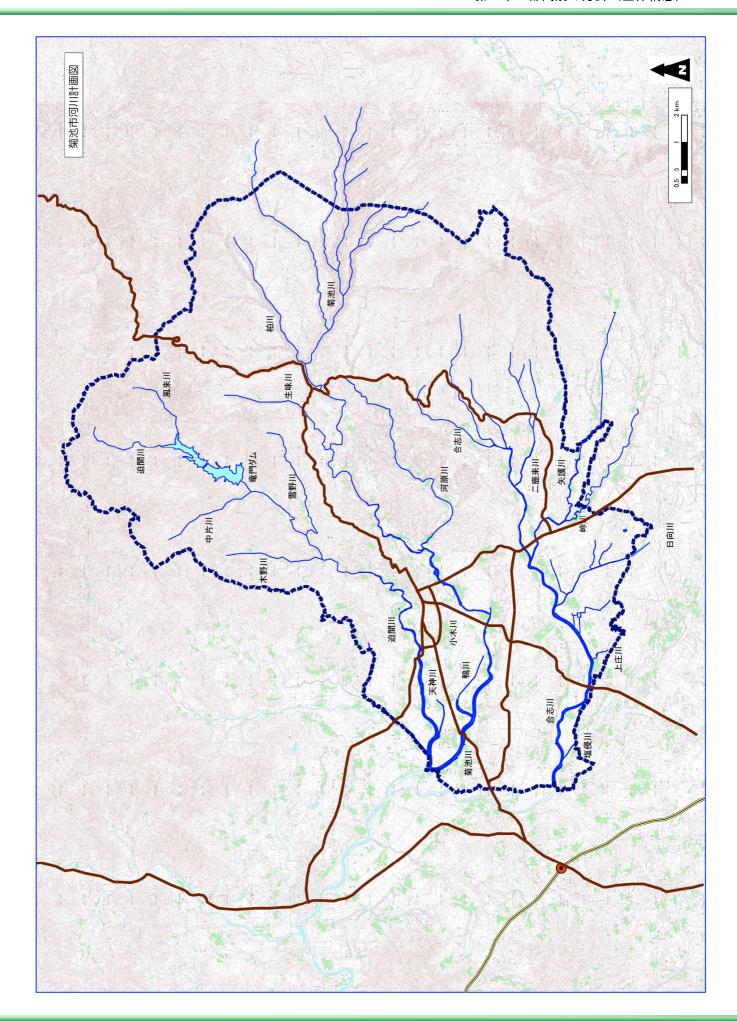
- ◇菊池川や迫間川、合志川については、歴史や文化を意識し、景観に配慮した築堤や護岸整備を行うとともに、計画規模に応じた整備を進めます。
- ◇市民の安全性の向上を図るとともに、親水性が高く、生態系にも配慮した整備や、市民の 散策ルートとなる遊歩道整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。



整備イメージ図



整備状況



4-3 市街地整備の方針

菊池市中心部や新行政拠点等の市街地整備の方針を示します。

(1) 中心市街地

1) 中心市街地の課題

◆ 菊池市では、 菊池市中心市街地活性化基本計画を策定中です。 中心市街地活性化の課題として、以下の点があげられています。

- ① まちなか回遊や人々の流入を促す歩行空間の整備改善
- ② 地区へのアクセス性向上のための道路整備の早期実現
- ③ 市民生活を支える都市機能の強化・充実
- ④ 個店の魅力づくりと空き店舗の有効活用
- ⑤ 中心市街地のにぎわいの創出につながるソフト事業の実施・改善
- ⑥ まちなか居住ニーズに対応できていない住宅市場の改善
- ⑦ 安心・快適な居住環境の整備
- ⑧ 市民の来訪を便利にする公共交通機関の整備・改善
- ⑨ 広域交流を誘発する交通網の整備

2) 菊池市中心市街地活性化の基本方針

◇中心市街地の活性化の基本方針として、以下の点が上げられています。

【全体方針】

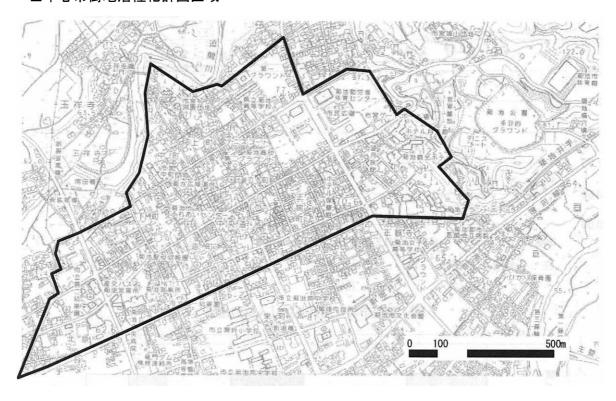
『人が住み、育ち、学び、働き、交流する生活拠点と観光拠点が一体となったまち』

基本方針1:誰もが快適に暮らし続けられる安全・安心な居住環境づくり

基本方針2:温泉文化の感じられるまちづくり

基本方針3:ふれあいを大切にする市民生活を支える商業空間づくり

■中心市街地活性化計画区域



(2) 新行政拠点

1) 計画の位置づけ等

- ◇合併を契機に、本庁舎を中心とした総合支所方式を採用していますが、今後はさらに効率 的運営を行うため本庁方式への移行が求められています。
- ◇ 菊池市総合計画後期基本計画(平成 22 年~平成 26 年)によれば、機能的な行政運営ができる環境を整備するため、現本庁舎等の整備を進めるとされています。整備にあたっては、耐震診断により、緊急度ランクが高いとの結果が出ている現本庁舎を緊急時や災害時の活動拠点となるよう耐震補強工事並びにリニューアル工事に併せ、分散している第二庁舎、中央公民館を含む第三庁舎、第四庁舎を統合して、本庁方式とした時の職員配置を考慮し、不足する面積の増築を検討するとされています。

2) 新行政拠点整備の基本方針

◆現本庁舎周辺には、税務署、森林管理署、警察署、プールなどの公共施設や文化会館や公 民館などの文化施設、小中学校や保育園などの教育施設がありこの集積を活かすと共に、 分散している庁舎を統合し駐車場などの合理的利用を進め、行政サービスの向上や文化教 育活動を育んでいく役割を担った拠点と位置づけます。

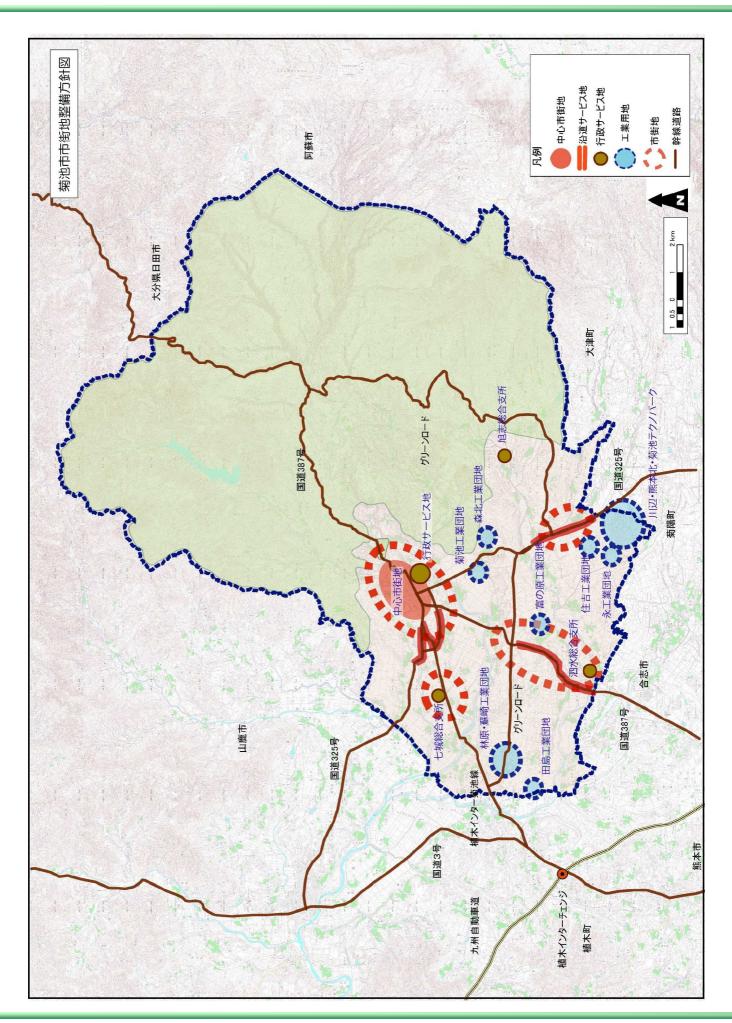
3) 市街地整備の方針

◇現菊池市の都市計画区域は、花房台地によって南北に分断された形となっていますが、この地域を都市計画区域へ編入し、二つの離れた都市計画区域を一つにまとめ一体の都市として整備・開発及び保全の方針を検討します。

(3) 工業団地開発

- ◇国道 325 号の旭志地域沿道に、熊本県が 主体となって工業団地開発(菊池テクノ パーク)が計画中です。
- ◇主な立地業種として半導体関連企業の誘致を進めるものとし、面積は約 24ha、平成 24 年度に完成予定です。
- ◇国道 325 号からの取り付け道路の整備を 計画しています。





4-4 自然的環境の保全等の方針

(1)基本方針

- ◇ 菊池川本流を含め河川の水源地域で、動植物の生息地や大気浄化、水源涵養などの多様な機能を発揮する樹林地や原野、田園空間などを保全していくため、自然公園法や森林法に基づく土地利用規制と連携を図りながら、豊かな自然環境の永続的な保全を図ります。
- ◇また、都市住民の憩いやレクリエーションの場であるとともに、都市内の防災空間としても 機能する公園の適正な配置を図ります。
- ◇さらに都市内の河川や水路、斜面地に形成される林地などについても、都市に潤いを与え、 環境資源として保全を図ります。
- ◇このような自然環境の保全を図るため、全市的に開発行為をコントロールすることが必要と されており、都市計画区域の拡大を検討します。

(2) 主要な緑地の配置方針

1)環境保全系統

- ◇動植物の生息地の確保や、都市気象の緩和などに寄与する自然環境として、菊池公園周辺の樹林地から、阿蘇方面や日田方面へ続く森林及び菊池川や迫間川、合志川などの河川空間や平野部に位置するまとまった緑地空間、斜面緑地を位置づけ、その保全を図ります。
- ◇まとまった優良農地等は、水源涵養、災害防止、緑地空間、景観構成要素としての機能を有しているため、その保全に努めます。

2) レクリエーション系統

- ◇住民の日常的なレクリエーション活動や観光客の行楽など、主に利用を目的とした緑地として、菊池公園や孔子公園、市民広場、菊池川や合志川の水辺空間を位置づけ、その整備、保全に努めます。
- ◇旭志5地区や七城地区が熊本ホタルの里百選に選ばれており、生息環境の整備などに努めています。ホタルのイメージや自然環境を活かしながら、拠点づくりに努めます。

3) 防災系統

- ◇災害時の避難地としては、町内の小中学校や公民館などの公共施設や、既存公園などを位置 づけ、避難地としての機能の適正な維持・保全に努めます。
- ◇また、これらの避難地と市街地を連絡する避難路となる道路について、防災機能に配慮しな がら、適切な配置に努めます。

4)景観構成系統

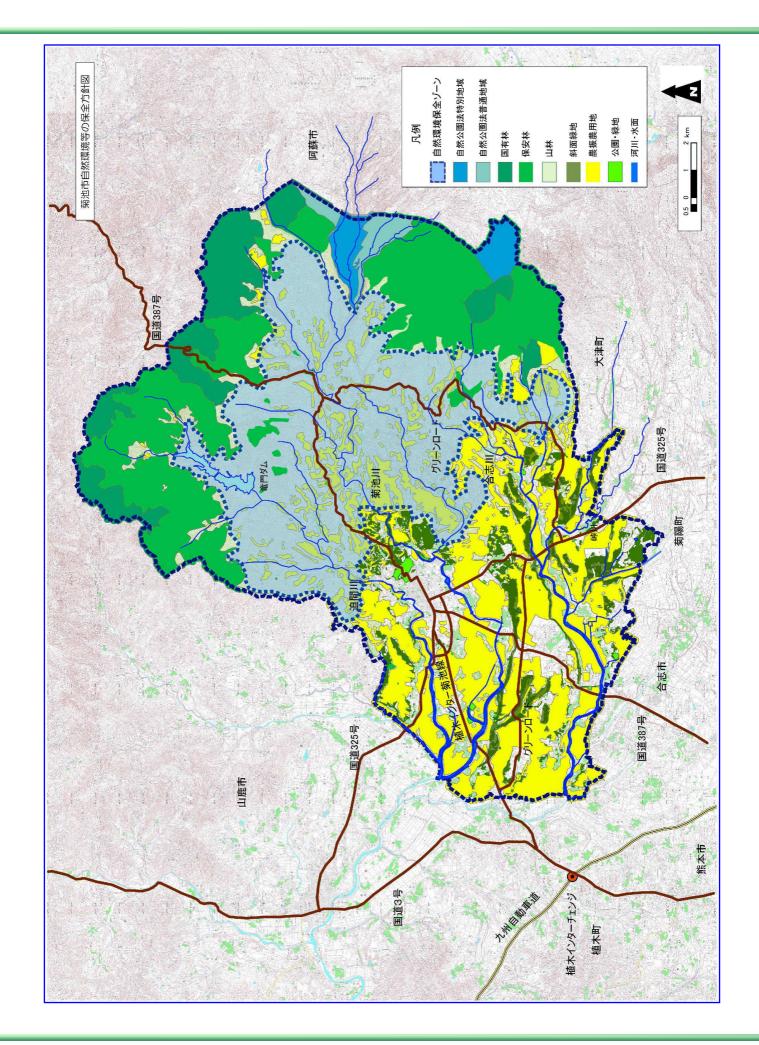
- ◇ 菊池公園周辺の樹林地から、背後の阿蘇外輪山や北部地域へ続く山々及び花房台地の斜面緑地は、市街地の景観を構成する景観要素であり、積極的に保全に努めます。また、郊外部の里山の風景等についても、景観保全の観点から保全に努めます。
- ◇さらに、市街地内における築地井手の復元、整備による水辺景観の形成や、公共空間の緑地と民地の生垣などの公民の空間が一体となった緑の景観形成を図ります。

5) 地域に特有な地形の保全

◇区域南部の菊池川や合志川流域に形成されている斜面緑地は、本市の特徴的な地形であり、 保全に努めます。

(3) 実現のための具体の方針

- ◇自然環境の保全、自然景観の形成、あるいは史跡の保護等の観点から重要と判断される緑地 については、都市公園としての活用を検討するほか、風致地区、緑地保全地区などの土地利 用制度による保全についても必要に応じて検討します。
- ◇今後、保安林、自然公園法特別地域など強い保全の規制がかかっている地域を除き、自然環境の保全を図るため、都市計画区域指定の検討を行います。



4-5 都市防災に関する方針

(1) 菊池市の災害の特徴

- ◇本市の地勢は、北部の八方ケ岳から東部の阿蘇外輪山の鞍岳まで山岳が連なっており、地域の大半を森林が占めています。それら山岳から豊富な水が菊池川本流をはじめとして迫間川、河原川、合志川に流れており、菊池平野を潤し、肥沃な土地を形成しています。地質は火山灰洪積層などの土壌からなっています。このような地理的条件等から梅雨期も豪雨、あるいは台風接近に伴う大雨は、山間部においては崖崩れ・落石等を続出し、下流平坦部においてはこれらの土砂の流下によって河床が上がり、河川の氾濫の原因を作り出しています。
- ◇本市の近年の状況は気象災害の常襲地帯であり、台風・豪雨・山津波等のいわゆる自然災害がもたらすものです。これらの災害の中でも最も代表的なものは、梅雨期の豪雨による水害、並びに台風襲来に伴う豪雨及び干ばつ等による農作物の被害です。その他、火災等による被害も少なくなく、これらの防止を進めていくことが必要とされています。

(2) 都市防災に関する方針

1) 土地利用の適切な規制と誘導

◇防災を視野に入れた土地利用や、建築基準法の規制により、 災害発生の未然防止や被災時の被害軽減に努めます。

2) 火災の未然防止

- ◇市民の意識高揚をはかり火災を未然に防止するとともに、 各家庭の緑化や生垣の奨励、道路・公園などの緑化により 延焼防止を図ります。
- ◇また、消防車など緊急車両の進入が困難な細街路の多い市 街地では、建物の更新に併せた道路幅員の確保や敷地内の 緑化などを推進します。

3) 風水害の未然防止

- ◇各建築物は台風などの強風に耐える構造とし、街路樹や電柱などの倒壊、看板や標識などの落下やそれによる2次的被害の防止に努めます。
- ◇雨水対策として側溝や排水路、都市下水路などを整備し、 市街地の浸水防止に努めます。
- ◇国・県と一体となり、風水害や土砂災害から身を守るため の情報発信に努めるとともに、治山・治水事業(砂防ダム、 土砂崩壊防止柵など)により、危険箇所の改修を進めます。

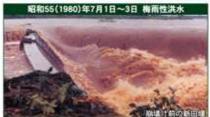
4) 地震災害への対応強化

◇菊池市地震防災マップによる各地区の揺れの大きさ、建物 被害の可能性などの周知を図るとともに、日頃からの地震 への備え等を市民に呼びかけます。

5) 避難地・避難路の確保、避難体制の確立

- ◇災害時は、身体の安全確保のために、小・中学校、運動場、 公園などを中心とした避難場所を設置するとともに、避難 経路の整備と、避難者の安全確保に努めます。
- ◇地域住民との連携による自主防災組織の構築や、活動に対する支援、市民を巻き込んだ大規模な訓練により、災害に備えた防災体制の確立を図ります。

昭和47(1972)年7月2日〜6日 大雨洪水





本市内には山間部を中心に土砂災害危険箇所 が数多く存在しています。ひとたび大量の雨が もたらされると各所において、大きな被害が発 生する可能性があります。



6)情報提供や防災施設・設備の充実

- ◇菊池市防災マップの PR や防災意識を高める取り組みの充実を図ります。
- ◇水防施設、防災資機材、気象観測施設などの充実を図ります。

